

中土佐町農業委員・農地利用最適化推進委員の 推薦・応募にあたっての注意事項

1. 提出先 中土佐町農業委員会事務局
2. 締め切り 令和8年9月14日（月曜日） 午後5時
3. チェックリスト

（1）農業委員会委員候補者

チェック

- ① ☐ 推薦書（様式第1号・個人推薦）
- ② ☐ 推薦書（様式第2号・組織推薦）
- ③ ☐ 応募申込書（様式第3号）
- ④ ☐ 誓約書兼同意書
- ⑤ ☐ 住民票（本籍が記載されたもの）

（2）農地利用最適化推進委員候補者

チェック

- ① ☐ 推薦書（様式第1号・個人推薦）
- ② ☐ 推薦書（様式第2号・組織推薦）
- ③ ☐ 応募申込書（様式第3号）
- ④ ☐ 誓約書兼同意書
- ⑤ ☐ 住民票（本籍が記載されたもの）

公租公課について

税 務 課：町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

町民環境課：水道使用料、農業集落排水使用料

後期高齢者医療保険料

健康福祉課：介護保険料

総 務 課：町営住宅家賃等

中土佐町農業委員会の委員選任に関する規程

(被推薦者及び応募者の資格)

第3条 委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に係る職務を適切に行うことができる者であり、かつ、委員に任命される日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中土佐町内に住所を有する者。ただし、町長が適任と認める場合は、この限りでない。
- (2) 中土佐町の職員でない者
- (3) 公租公課の滞納のない者
- (4) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者

中土佐町農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程

(被推薦者及び応募者の資格)

第4条 推進委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び推薦委員の募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中土佐町内に住所を有する者。ただし、中土佐町農業委員会が適任と認める場合は、この限りでない。
- (2) 中土佐町の職員でない者
- (3) 公租公課の滞納のない者
- (4) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者